

報告書の記載方法及び注意事項

- 1 点検と報告書の記載は、市長に届出している広告物の管理者が行ってください。
- 2 管理者は、安全点検終了後、広告物の設置者（所有者）に点検結果を報告し、異常がある場合は、設置者の指示を仰ぎ、広告物の安全を保持するため適切な処理を行ってください（管理契約等に定めがある場合は、これに従い適切に処理すること。）。
- 3 管理者は上記2の処理を行った後に、本報告書を作成してください。
- 4 継続申請する広告物が複数の場合でも、報告書は、すべてをまとめて1枚の報告書とします（1申請に1報告書）。
- 5 報告書は、継続申請する広告物に該当する項目のみ記載してください。
- 6 点検した広告物が複数で、このうちいずれかの広告物の異常を処理した場合は、報告書の「特記事項」の欄に、その広告物の種別（屋上、壁面、突出など）、広告物の表示内容等を記載し、処理した広告物が特定できるようにしてください。
- 7 本報告書により、継続申請された広告物の異常が明らかな場合は、条例の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。
- 8 虚偽の報告により継続の許可を受けたことが明らかな場合は、条例の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。
- 9 設置者又は管理者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地を記載してください。
- 10 管理者の「資格名称」の欄は、資格を有する管理者が必要な場合のみ記載してください。なお、資格者の名称は次のとおりとします。
 - (1) 屋外広告士
 - (2) 1級建築士、2級建築士
 - (3) ネオン工事士
 - (4) 第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者、第3種電気主任技術者
 - (5) 1級技能士
- 11 次に掲げる管理者のいない広告物については、本報告書の提出はいりません。
 - (1) 建物等の壁面に直接塗装して表示する広告物
 - (2) 自家用広告物で、広告物1基当たりの表示面積が3㎡以下のもの